

犯罪に関する 住環境評価尺度 マニュアル

日本大学文理学部

羽生 和紀 [著]



「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」

研究代表：原田 豊(科学警察研究所 犯罪行動科学部長)

目次

犯罪に関する住環境評価尺度とは	3
犯罪に関する住環境評価尺度の開発に関して	5
評価尺度の使用法	6
評価対象	6
評価対象範囲	7
評価尺度の構成と使用法	7
第 1 部	8
第 2 部	21
利用法・採点法	25
1) 子供の安全の診断	25
2) 侵入盗（泥棒）への防犯性の診断	27
3) 性犯罪者・変質者などへの防犯性の診断	27
4) 軽犯罪防止・街の秩序の維持の診断	28
5) ひったくりへの防犯性の診断	29
6) 犯罪不安の抑止の診断	30
評価の解釈に関して	31
あとがき	33
住環境評価尺度 第 1 部	39
住環境評価尺度 第 2 部	40

（評価尺度は必要な部数をコピーしてお使いください）

犯罪に関する住環境評価尺度とは

この評価尺度の目的は、犯罪に関係する住環境の物理的特性をできるだけ客観的に評価することにあります。

物理的環境が犯罪の発生と犯罪不安に影響を与えることに関しては、これまでの多くの研究の蓄積があります。その中で最も有名なものは、アメリカのウィルソンとケリングという学者が発表した「割れ窓理論」でしょう。一時TVなどでかなり紹介されましたので「割れ窓理論」に関しては聞いたことがある人もいるかもしれません。この理論では、落書き（子どもの落書きではなく、グラフィティやタグといわれるスプレー塗料やペンキで描かれたものです）やポイ捨てのような些細^{ささい}と考えられる街の迷惑行為が、最終的に重大な犯罪発生の多発につながるメカニズムが提唱されています。それは、些細な迷惑行為であってもそのまま放置されていると、犯罪者はこの地域では、そうした行為に対して住人も行政（たとえば警察です）も対処する意思も能力もないことを感じとり、犯罪を犯しやすい地域だと判断する。そして、最初は軽微な犯罪が起こるが、次第に犯罪の悪質さがエスカレートし凶悪な犯罪が起こる。同時に、住民は犯罪が多発することに対して嫌悪感と不安感^{いだ}を抱き、地域に対する愛着やほこりを失い、自宅に引きこもったり転居したりするようになる。その結果、犯罪に対処しようとする力はますます小さくなるという悪循環も生まれる、というものです。この理論では、この重大な犯罪を誘発する最初の些細な迷惑行為として、すでにのべた落書きやポイ捨ての他に、場所・時間・分別などのルールを守らないゴミ出し、住宅地にそぐわない施設・用途や空き地、さらにはたむろしている若者や不審者なども挙げています。後者の人たちに関しては、実際に彼らが刑法上の犯罪行為を行うかどうかとは関係はありません。彼らの存在が引き起こす不安が地域に悪い影響を与えると考えられています。

この割れ窓理論の他に環境デザインによる防犯理論というものもあります。これは、犯罪が多発する地域には弱点となる特徴があり、そうした特徴を取り除くことで犯罪発生を抑制するというものです。そして、犯罪に対して強い、「守りやすい環境」をつくりあげようとするものです。こうした犯罪と環境の特徴の関係を示した理論は、多くの研究者に主張されてきましたが、その理論には多くの共通点があります。その共通する部分は1) 犯罪対象の強化、2) 自然監視、3) 領域性の確保としてまとめることができます。

1) 犯罪対象の強化とは、いかめしい言葉ですが、実際には防犯グッズを積極的に使おうというようなことです。たとえば、サムターン回しというような手口に対抗できる鍵を使おう、なるべく割られにくい防犯ガラスを使おうというようなことを含みます。また、もっと根本的な手段として犯罪者の侵入や接近を制限するために、防犯カメラを設置したり、カメラのついたインターフォンを設置するというようなこともあるでしょう。あるいは防犯会社と契約する、番犬を飼うというのにもここに含まれるでしょう。

2) 自然監視は聞きなれない言葉だと思います。これは、住民や通行人などが、住居をごく「自然」に見守るということです。つまり、警官や警備員のような職務による犯罪の監視ではなく、一般の人による見守りが犯罪の抑止につながるという考えです。これを実現するためには、自然に監視できる環境、デザインが必要です。たとえば、家の窓や出入り口の位置がどこにあるかによって、この自然監視ができるかどうかはずいぶん変わってきます。また、高いブロック塀と低い生垣では、家の内外から見渡せる範囲がずいぶん違うこともお分かりだと思います。ブロック塀は強く、安心なイメージがありますが、実は監視性という点からは大きく視界を遮るために、防犯上はあまり望ましいものではないのです。

3) 領域性はますます聞きなれない言葉だと思いますが、これは、英語のテリトリアリティを訳した言葉です。テリトリアリティとはテリトリイのもつ性質のことです。テリトリイであれば少しはなじみのある言葉かもしれません。テリトリイとは縄張りと言われます。この「領域性」、つまり縄張りの性質は、2つの点で防犯性を高めてくれます。まず1つ目は、ある場所が誰かの縄張りであると感じれば、そこに他人が入っていく場合にためらいが生じます。たとえ犯罪者であってもそれは同じです。とがめられる・注意されるだろう場所には誰も入りにくいものです。また、2つ目として、自分の縄張りにおいては、他者に対して強い立場になれます。公共の場所ではなく、自分の場所では他人に対してとがめたり、注意することをためらいなくできます。また、相手もそうした注意や詰問に対して、強い態度に出にくいでしょう。こうした、2つの理由から領域性を確保することが防犯につながると考えられています。

それでは、こうした領域性を確保するためにはどのような環境の工夫が必要なのでしょう。それは、他者がそこが誰かの縄張りだと気が付くようなデザインをすることです。たとえば、塀や生け垣のようなもので敷地を囲うというのは典型的な方法です。しかし、これは侵入を直接防ぐために行うものではありません。上に述べたように、侵入を直接防ぐような高い塀は、時として自然監視性を弱めてしまうこともあるのです。ですから、領域性を確保するためには、高い塀は必要ではありません。ようするに、そこが誰かの場所であるということが伝わればいいのです。したがって、芝生をはったり、敷石をしたりするなどして、公共の空間との違いを示すことだけでも十分にその機能が果たせることもあります。こうした、侵入を直接防ぐ働きはありませんが、領域性を示すデザインは「象徴的な障壁」とよばれることがあります。

本尺度は以上のような、このような割れ窓理論や環境デザインによる防犯理論に基づき、犯罪に関係する住環境の特徴を評価するためのツールです。日本におけるこれまでの犯罪・防犯研究においては、上に述べたような理論の導入と理解が進んだ結果、犯罪・防犯における環境の重要性は広く認識されるようになってきました。しかし、実際に住環境を

扱う場合には、主観的な評価、つまり印象や個人の判断によることがほとんどでした。そして、こうした主観的な評価を用いることに対して、科学的に妥当なのか、つまり「正確と言えるのか」、「だれが判断しても同じになると見なせるのか」という批判がなされています。

これは、諸外国でも実はほとんど同様の状況なのですが、アメリカ（合衆国）においてはダグラス・パーキンスという環境心理学者を中心とした研究グループが、犯罪に関する環境の特徴を客観的に測定する試みを 1990 年ごろから行っています。本尺度は、このダグラス・パーキンスが開発した、いくつかの犯罪に関する住環境尺度を参考にしたものです。

しかし、パーキンスらが開発した尺度をそのまま翻訳して日本版にすることはできませんでした。それは、アメリカと日本にはいろいろな面で違いがあるために、そのまま翻訳した尺度は、日本の実情に合わない点が多くあったためです。たとえばアメリカ映画を観る人は気が付くと思いますが、日本と街とアメリカの街の印象が違うと思います。それは、アメリカは国土が広いために敷地が広い、道路の幅が広いというだけではありません。土地利用や建築に関する法律や思想も大きく異なっているために、街の構造や道路と建物の配置にも大きな違いがあります。また、文化や生活習慣も違いますので、建物の形や敷地の使い方も違います。たとえばアメリカの多くの住宅地では、住宅のまわりを塀、特にブロック塀のような高くて丈夫な塀で囲うことはありません。

そして、なによりも日米では犯罪発生率が違っており、特に特定のアメリカの地域における非常に高い犯罪発生率は、社会病理化、つまりその社会の健全性を脅^{おびや}かす大問題になっています。そうした地域では、往々にして割れ窓理論が示したような、非常な荒廃が進んでいます。道端はグラフィティ・タグとゴミで埋め尽くされ、多くの住人が転居した後の住居が壊れたまま修理されずに放置されたり、空き地になっている。昼間から得体のしれない人たちがうろつき、怪しげな取引をしている。たとえ昼間であっても近づいてはいけないと、近隣の住民から警告される、というような地域です。こうした地域は、アメリカ大都市には必ずあると断言していいのですが、幸いなことに日本にはここまで荒廃した地域は見当たりません。

犯罪に関する住環境評価尺度の開発に関して

こうした日米の街の構造、文化・社会、犯罪状況の違いを考え、アメリカの既存の尺度を直接翻訳するというのではなく、日本の実情に合った形で、改めて尺度を開発しました。

尺度の開発に当たっては、次のような手順を踏みました。こうした手続きを踏んで尺度を開発することを尺度の標準化と言います。

- 1) まず、パーキンスに連絡を取り、彼らの開発した尺度を取り寄せ、その翻訳を行いました。「ポプラ並木環境評価尺度 (Poplar Grove Environmental Inventory)」と「街区環

境評価尺度 (Block Environment Inventory)」という 2 種類の尺度を送ってもらったので、その双方を翻訳しました。そして、その内容をよく検討し、日本の実情に合うかどうかの判断を行いました。そして、翻訳した尺度の日本に合わない部分を削除・修正し、また、翻訳した尺度にはないが日本においては重要な内容に関しての追加を行いました。

2) つづいて、1) で作成した尺度を用いて、予備的な調査を行いました。対象は首都圏の 2 つの街で、1 つは伝統的な下町の住宅地域、もう 1 つは西部の新興の中・高級住宅地です。こうした 2 つの物理的特徴の異なる街で予備調査を行うことで、調査項目が過不足なく犯罪に関係した住環境の特徴を捉えられるか、また、調査者が誤解なく、手続き上大きな困難がなく調査が実施できるかどうかを調べました。

3) 2) の手続きから明らかになった、評価尺度の問題点を修正して、暫定版の評価尺度を作成しました。この暫定評価尺度を用いて、東京 23 区部に位置する中・高級住宅地区の 1 つの町丁 (何々町何丁目ということです) において、評価の信頼性の調査を行いました。調査尺度における評価の信頼性とは、だれが評価しても、何度評価しても、対象が同じであれば、同じ結果が得られる程度を意味します。2 人の調査者が、調査対象地域の中から選ばれた 45 の場所に行き、その場所をこの評価尺度を用いて評価しました。評価においては、評価者はそれぞれに判断を行い、相談をすることはありませんでした。また、すべての評価が終わるまでは相手がどう評価したかも知らされることはありませんでした。

こうして、全く独立になされた評価が 2 人の評価者間でどの程度一致しているかを計算しました。計算の結果、2 人の評価者の評価は平均して 90% 以上一致しており、評価尺度の信頼性が高いことが確認されました。特に、違法駐車などの変化しやすいものや窓の位置などの一部の特徴を除く、ある程度固定されている特徴に関しては、高い信頼性があることがわかりました。

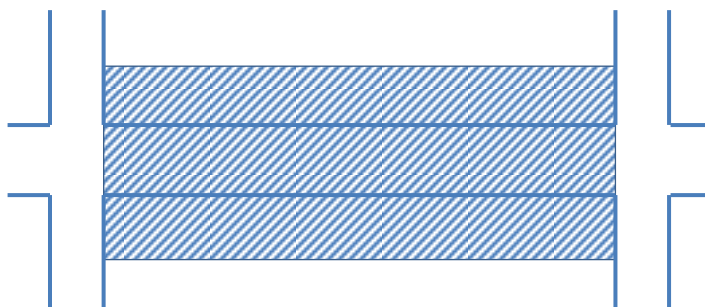
評価尺度の使用法

評価対象

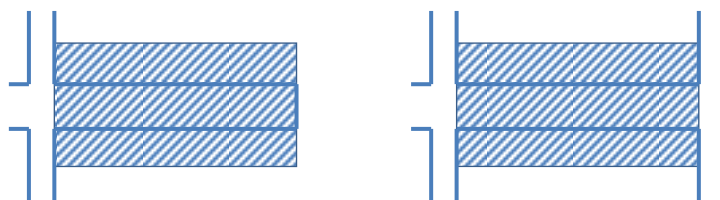
この尺度の評価対象は住宅地です。農地や商・工業が主体の地域の評定には向かないことがあります。しかし、ここでの「住宅地」とは、土地利用法的な意味での住宅地にすべて対応するわけではありません。この評価尺度が対象とする住宅地とは、道に沿って、複数の住居が連続して並んでいるような場所を意味しています。特に、戸建て住宅が主体の地域に向けてこの評価尺度は作成されていますので、団地や多棟建てマンションなどの集合住宅が主体の場所にたいしては不向きな点があります。しかし、農・商・工などの複数の土地利用が混在している場所であっても、住宅が主体の場所であれば評価は可能です。

評価対象範囲

この尺度の基本的な評価対象範囲は街区です。街区というのは、英語の **block** を訳したものです。開発においては、街区を車の通行ができる交差点、あるいは T 字路に挟まれた範囲と定義しています。つまり、下の図のような範囲の道路の両側にある家屋が対象となります。



また、下の図のように挟む道路は、通り抜けができない、行き止まりや T 字路であっても構いません。



しかし、実際の使用においては、この範囲にこだわる必要はありません。この定義にしたがった場合に範囲が広すぎると感じる場合には、適当なところで分割してかまいませんし、短すぎる場合には連続する街区を合併してもかまいません。また、道の両側を対象とせずに、片側ずつを対象にすることも可能です。連続する一定の範囲を評価の目的に合わせて対象としてください。目安としては、対象範囲に 10 件から 30 件程度の住居が含まれる場合が実施しやすく、また結果を理解しやすい範囲と言えます。

評価尺度の構成と使用法

この評価尺度は 2 部構成になっています。第 1 部は対象の範囲全体の特徴を評価します。第 2 部では対象範囲に含まれている、ひとつひとつの住居の特徴を評価します。

ここで確認しておきたいことがあります。この評価尺度で評価する特徴は、「犯罪被害と犯罪不安に関係がある」と考えられているものですが、1 つの特徴でも関係の方向は複雑な場合があります。たとえば、第 2 部で測定する、防犯への関心の高さを反映する「防犯会社のステッカー」や「監視カメラ・防犯灯」の存在は、防犯性を高める可能性があると同時に、経済力や価値のある物の存在を示すことにより侵入盗のターゲットへの選ばれやす

さや反映するかもしれません。おそらく、これらはどちらも少しずつ真実だと思いますが、どちらの効果がまさっているのかは、簡単には判断できないところです。これは、犯罪者の手口や経験、考えかた、あるいは時間や近隣の状況によって変化することもあるでしょう。したがって、ここで測定しているのは、明らかな防犯性や犯罪を促進するという特徴ではなく、あくまでも犯罪や犯罪不安に関係がありそうな特徴であることに留意してください。違う言い方をすれば、「良い特徴」「悪い特徴」ということではなく、あくまでも、今後いろいろなことを考え、明らかにしていくためのデータを収集するというのが、目的であり、その利用法や解釈は、使用者に任されているものです。

第 1 部

第 1 部ではまず評定日や評定箇所に関する情報を記入します。特にどこまでの範囲を評価したかが後ほどわからなくなってしまうようにすることが必要です。住所記録欄やわかれば緯度・経度の記録欄を利用して記録してください。緯度・経度がわかる場合には、街区の両端を記録しておくといいでしょう。緯度・経度は携帯型の GPS 測定器などで測定ができますし、インターネット上の地図サイト、GPS サイトからも読み取ることが可能な場合があります。また、この評定尺度の他に住宅地図を用意して、そこにも評価場所と正確な範囲を記録しておくことが望ましいです。

つづいて、道路の特徴、土地利用、不作法性（秩序の乱れ）、防犯設備、危険個所に関して評価をします。評価にあたっては、評価尺度の指示に従い、具体的な数字を記入する項目には数字を記入し、選択肢から選択する項目では最もあてはまると思われる項目を選択してください。以下に第 1 部の各項目の具体的な説明をします。

道路の特徴

道路の特徴がどのように犯罪とかかわるかにはいろいろな仮説があり、その中には矛盾するものも含まれます。たとえば、自動車の通り抜けは、（厳密にはすべてが犯罪とは限らない）交通事故の可能性を増やしますが、人通りを増やすことで、自然監視による防犯性が高まるとも考えられます。したがって、道路の特徴に関しては、多くの項目ではいい・いいえが直接犯罪とかかわると考えずに、あくまでも特徴を捉えているとお考えください。

1. 自動車は通行できるか：評価対象の地域の道路に文字どおり自動車が入ってこれるかどうかの判断です。幅があっても、段差や障害物等で車が入れなくなっている場合もあるので注意してください。はい・いいえで回答します。
2. 車線数：センターラインのない狭い道路でも車がすれ違える場合には 2 車線と判断してください。センターラインのない一方通行は基本的に 1 車線です。正確な判断ができない場合は、大体の車線数を記入してください。

3. 歩道はあるか：人が歩けるというだけではなく、少なくとも歩道であることが何らかの形で示されているかどうかです。両側・片側・一部・ないで回答します。「両側」は道路の両側にある場合、「片側」は道路の一方の側にだけある場合、「一部」はその街区の道路の一部にだけある場合、「ない」は歩道が全くない場合です。



歩道のある例。白線が引かれているだけでも一応歩道です

4. 歩道の段差：3. で歩道があった場合に、その歩道と車道の間に段差があるかどうかを判断します。一般的には歩道のほうが高くなっています。段差あり・段差なし・混合・(歩道が) ないで回答します。「段差あり」はすべての歩道に段差がある場合、「段差なし」は全く段差がない場合、「混合」は段差がある個所とない箇所が混在している場合や、片側の歩道は段差があるが、反対側はない場合に選択します。「(歩道が) ない」は歩道そのものがない場合です。

段差に関しては、自転車やバイクによるひったくりを防ぐ働きがあると考えられますので、一般的にはあるほうが防犯上望ましいと考えられます。



道路に段差がある例

5. ガードレールの有無：3. で歩道があった場合に、その歩道にガードレールがあるかどうかを判断します。ここでのガードレールは歩行者を保護するためのものだけが該当し、建物・構造物や塀などを守るためのガードレールは該当しません。あり・なし・混合・(歩

道がないで回答します。「あり」は歩道のすべてにガードレールがある場合、「なし」はまったくガードレールがない場合、「混合」はガードレールがある個所とない箇所が混在している場合や、片側の歩道はガードレールがあるが、反対側はない場合に選択します。「(歩道がない)」は歩道そのものがない場合です。

ガードレールに関しては、自転車やバイクによるひったくりを防ぐ働きがあると考えられますので、あるほうが防犯上望ましいと考えられます。



塀を守るためのガードレールでここでは該当しない例(左)と歩行者を守るガードレールで該当する例(右)

6. いきどまりか：対象となっている地域の道路が通り抜けができるかどうかを判断します。道が閉ざされている場合、どこかの施設や敷地にのみ通じている場合、段差や階段に突き当たる場合が含まれます。また、クルドサックといわれる U ターン用の広場につながっている場合も該当します。はい・いいえで回答します。

7. 一方通行か：法的に一方通行かどうかを判断します。はい・いいえで回答します。

8. 街灯はあるか：道路沿いに、道路専用の街灯が設置されているかどうかを判断します。各住居の外灯や店舗・施設の照明などは含まれません。個数や明るさなどは特に問題にしません。はい・いいえで回答します。

街灯に関しては、少なくとも犯罪に対する不安を軽減することが知られていますので、一般的には「はい」が望ましいと考えられます。

9. 街路樹はあるか：道路沿いに街路樹が植えられているかどうかを判断します。各住居などの個人の敷地に植えられている木々は該当しません。また、花壇やプランターに植わっている草花は含みません。はい・いいえで回答します。

土地利用

土地利用がどのように犯罪とかかわるかにもいろいろな仮説があり、その中には矛盾するものも含まれます。したがって、多くの項目はあくまでのその地域の土地利用の特徴を

捉えるものであり、そうした土地利用がすぐに犯罪や犯罪不安に結びつくと考える必要はありません。また、ビルや同一敷地の中に複数の施設が同居している場合には、それぞれの施設をその土地利用に応じて数えますが、同じ施設を複数の土地利用に数えることはしません。その場合には、その施設の主たる機能で判断してください。たとえば、図書館に喫茶室が併設されている場合には、図書館（「その他」）と判断してください。

1. コンビニエンスストア：コンビニエンスストアやそれに準ずる食料品、雑貨、酒煙草などを販売する、営業時間が長い形態の商店が該当します。該当する建物の数を記入してください。土地利用に関しては、以下すべての項目で同様ですが、対象範囲内（対象の街区）にあるものだけが該当します。近所であっても、対象範囲内にないものは数に入れないでください。

コンビニエンスストアは若者などがたむろするということで社会的な不法性が高まるとも言われますが、一方で深夜の街の避難所や明るさの供給源となり犯罪被害や犯罪不安を軽減するとも考えられます。したがって、犯罪発生や犯罪不安との関係は確定していません。

2. 飲食店（完全な飲み屋を除く）・商店（コンビニを除く）・商業施設：「1. コンビニエンスストア」と「3. 飲み屋・居酒屋・バー」を除いたすべての商店・商業施設が該当します。飲食店の多くは、酒類の提供もしていると思いますが、飲酒以外が主であれば、こちらに含むものとします。飲酒が主かどうかの判断が難しい場合もあると思いますが、その場合には、「3. 飲み屋・居酒屋・バー」とここに同時に含まれないようにすれば、どちらに含んでもかまいません。また、ゲームセンター・ボーリング場・映画館やスポーツジム（含むプール）・ゴルフ練習場（打ちっぱなし）・テニスグラウンド（テニススクール）、ホテル・宿・サウナ・風俗店ではないマッサージ店のような施設も商業施設ですので、ここに該当します。該当する建物の数を記入してください。ビルの中などの中に商店・商業施設が入っている場合も含まれます。その場合にも、他の項目では数えず、この項目で数えてください。

3. 飲み屋・居酒屋・バー：飲酒を主とするいわゆる飲み屋が該当します。単に酒類も提供するが、食事が主な飲食店は「2. 飲食店（完全な飲み屋を除く）・商店（コンビニを除く）・商業施設」に該当します。飲酒が主かどうかの判断が難しい場合もあると思いますが、その場合には、「2. 飲食店（完全な飲み屋を除く）・商店（コンビニを除く）・商業施設」とここに同時に含まれないようにすれば、どちらに含んでもかまいません。該当する建物の数を記入してください。ビルの中などの中に飲み屋が入っている場合も含まれます。その場合には、他の項目では数えず、この項目で数えてください。

飲み屋の付近では、主に飲酒者に関する暴力犯罪や窃盗が多発するといわれますので、

基本的には飲み屋の存在は犯罪被害を高めることが多いと考えられます。

4. 工場・工業施設（倉庫・集積所を含む）：工業施設や小売り以外の産業系の施設が該当します。町工場・自動車修理場から大型の工場までのすべての工業施設が該当します。倉庫、集配場・資材置き場やゴミや資源の回収・弁別・集積施設なども該当します。施設に屋根や建築物がない場合も該当します。該当する建物や敷地の数を記入してください。

5. 学校（保育・幼稚・小・中・高・大・専門）：公立、私立、許認可の有無を問わず、いわゆる公共性のある教育・託児機関、施設が該当します。塾・予備校、語学（英語・英会話など）学校、習い事（お茶・お花、習字、珠算、料理など）の学校・教室は該当しません。また、スポーツジム（含むプール）・ゴルフ練習場（打ちっぱなし）・テニスグラウンド（テニススクール）も「2. 飲食店（完全な飲み屋を除く）・商店（コンビニを除く）・商業施設」に該当しますので、ここでは数えないでください。1つのビルや敷地に複数の機関が入っている場合でも建物の数を数えてください。該当する建物や敷地の数を記入してください。その敷地や建物に他の用途の施設や設備が入っている場合でも、学校があればこの項目で数えてください。

6. その他（オフィス・公共施設・医療福祉施設・教育施設・宗教施設）：住宅以外で、上の1. から5. に該当しないようないろいろな施設・機関が該当します。たとえば、役所、会社・事業所、病院（鍼灸や整体を含む）・高齢者施設、図書館・博物館、市民会館、町内会の集会場などが含まれます。また、塾・予備校、語学（英語・英会話など）学校、習い事（お茶・お花、習字、珠算、料理など）の学校・教室など、公共性の低い教育関係の機関・施設もここに該当します。1つのビルや敷地に複数の機関・施設が入っている場合でも敷地や建物の数を数えてください。該当する建物や敷地の数を記入してください。その敷地や建物に他の用途の施設や設備が入っている場合でも、ここに該当する施設があればこの項目で数えてください。

7. 風俗店・ラブホテル・パチンコ店：パチンコ・スロットの店とラブホテルおよびに「いわゆる風俗店」といわれる商売が該当します。風俗店と3. 飲み屋・居酒屋・バーの区別が難しい場合にはどちらと判断しても構いませんが、ここと3の両方で数えないようにしてください。1つのビルに複数の店舗が入っている場合でも建物の数を数えてください。該当する建物の数を記入してください。その建物に他の用途の施設や設備が入っている場合でも、ここに該当する施設があればこの項目で数えてください。

風俗店やギャンブル場の存在を社会的な不法性・住宅地の秩序や品位を落とすものとする人がいますので、基本的には風俗店やギャンブル場は犯罪不安を高める傾向が強いと考えられますが、評価の目的や施設の性格や周辺の環境との関係などを踏まえて、最終

的な解釈は柔軟に行ってください。



風俗店（左）とパチンコ屋（右）の例

8. 貸し駐車場（月極・コインパーキングなど）：個人宅や集合住宅に付随した駐車場ではない駐車場です。時間貸し（コインパーキング）なのか、定期契約（月極駐車場）なのか、あるいは屋内屋外、立体地下は問わず、貸し駐車場に該当します。路上駐車や違法駐車は該当しません。また、商業施設に付随した駐車場は該当しません。該当する敷地や建物の数を記入してください。その建物に他の用途の施設や設備が入っている場合でも、地上階に貸し駐車場（出入り口を含む）がある場合にはこの項目で数えてください。

9. 公園：名称や規模に関係なく、一般に開かれたオープンスペースを公園とします。遊具がない場合や自然観察などの特定の目的を持っている場合でも、公共のオープンスペースであれば公園です。利用時間の制限や利用料金が必要な場合でも、営利目的（たとえば遊園地、テーマパーク）でなければ該当します。営利目的のものは、「2. 飲食店（完全な飲み屋を除く）・商店（コンビニを除く）・商業施設」と判断してください。また、マンションや団地の敷地内にある公園でも、住人以外の利用が可能であれば該当します。しかし、私有地の空き地など、法的に利用が制限されている場合には該当しません。該当する場所の数を記入してください。

10. 空き地・空き家・営業停止店舗／施設・農地：ここでは「9. 公園」に該当しない、一般の侵入や使用が制限されているオープンスペースを空き地とします。また、現在住民がいない、利用がされていないことが明らかな建物を空き家・営業停止店舗／施設とします。農地は水田や畑のほか、人工的な果樹林、生産緑地や市民菜園を含みます。敷地や庭の一部にある家庭菜園のようなものは含まれません。該当する敷地や建物の数を記入してください。



空き地（左）と空き家（右）の例。空き家に関しては、判断が難しい場合には無理に空き屋と判断する必要はありません

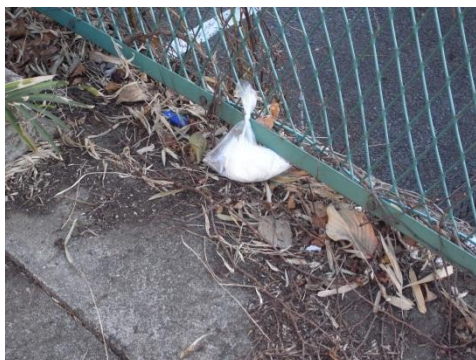


農地の例。この例はもしかすると家庭菜園なのかもしれませんが、このように独立した敷地で大規模に行っているものは、農地と判断してください

無作法性

不作法性とは、地域の秩序の乱れ（秩序^{びんらん}）を意味しています。不作法性の存在は、犯罪被害と犯罪不安を高めると考えられます。もともとの理論的では、不作法性として街にふさわしくない人々の存在も含まれますが、それでは「だれが街にふさわしくないのか」という議論があることや人間の存在の要素は時間による変動が大きいために、本尺度ではそうした人間の要素は対象とせず、物理的な不作法性だけを測定します。

1. ゴミ箱以外の場所に捨てられたゴミや空き缶：いわゆるポイ捨てされたモノがすべて該当します。吸殻から家具などのゴミまで大きさを問いませんが、捨てられた自転車とバイクは別の項目で測定しますので、ここでは数えませんが、捨てられているものが 3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。



ゴミ箱以外の場所に捨てられたゴミや空き缶の例

2. スプレーによる落書き：グラフィティやタグといわれる主にスプレー塗料を用いた落書きが該当します。子供がチョークなどで道に書いた落書きなどは含みません。多くの落書き上のものが狭い範囲に集まっている場合には、まとめて1箇所とみなし、1つと数えてください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

3. 放置された（壊れた）自転車やバイク：単に路上、路肩に駐輪・駐車している自転車やバイクではなく、明らかに持ち主が所有を放棄したり、盗まれて捨てられている自転車やバイクが該当します。判断が難しい場合もあると思いますが。基本的には壊れている、長期間放置されている形跡があるものがここに該当します。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。



放置された自転車やバイクの例

4. 路上駐車している自転車やバイク：単に路上、路肩に駐輪・駐車している自転車やバイクが該当します。放置された（壊れた）自転車やバイクは「3. 放置された（壊れた）自転

車やバイク」に該当しますので、ここでは数えないでください。駐輪・駐車が禁止されているかどうかを問わず、駐輪・駐車施設と私有地以外に駐輪、駐車しているものはすべて該当します。したがって、家の前の敷地の外にはみ出した自転車やバイクも数えてください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。



路上駐車している自転車（左）やバイク（右）の例。路上は歩道を含みます

5. 指定された日・時間以外のゴミ出し：ここでのゴミとはポイ捨てされたゴミではなく、廃棄物・資源の回収のためにゴミの収集場所や路肩に出されたゴミのことです。そうしたゴミ中で、回収のために指定された日以外、あるいは前日夕方・夜などの明らかに早すぎる時間に出されているゴミが該当します。また、分別が不十分で回収されないまま放置されているゴミも該当します。ゴミ以外にも、古紙・ダンボールや瓶・カンのような資源ゴミも含まれます。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

6. 路上駐車している自動車：駐車禁止かどうかを問わず、駐車施設と私有地以外の路上や路肩に駐車している車のすべてが該当します。パーキングメーターが設置されている場合に、料金を払って駐車している場合は含まれません。また、車内に人が残っており、停車の可能性がある場合でも、乗降や荷物の積み下ろしのような本当の短期間の停止以外は数えてください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

7. 電柱の不法ビラ・捨て看板：電柱に貼られたり、縛り付けられた一時的な広告・宣伝媒体が該当します。正式な手続きを得た、宣伝や道案内の看板などは該当しません。また、期間が過ぎたらすぐに廃棄しますなどと書かれた捨て看板もありますが、そうした文言に関係なく、電柱につけられた許可を得ていない、あるいは得ていないだろうと思われる永続的ではない看板はすべて数えてください。しかし、選挙演説の広報など、許可を得ていると思われる看板は数えないでください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から

ら該当するものを選択してください。



不法ビラ・捨て看板の例

8. 自販機：商店の内部や店頭にある以外のすべての自販機が該当します。自販機だけの商店や路上以外に自販機を集めたスペースは商店とみなし、ここには該当しません。それ以外は私有地にあるか公道・公共空間にあるかどうかは問いません。路上から利用できるものはすべて数えてください。また、飲み物とタバコが主だと思いますが、何を売っているかも問いませんので、すべて数えてください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

9. 公道上にはみ出した植木（鉢植え・プランター）：個人が所有・管理するもので。私有地や敷地・庭以外にはみ出した植木が該当します。行政や町会、地域・管理団体等が設置している公共性の高いものは該当しません。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。単位は建物・敷地です。植木の数ではありません。



公道上にはみ出した植木の例

防犯

防犯（設備）の存在は、基本的には犯罪を予防し、被害を軽減すると考えられます。しかし、犯罪不安に関しては、1）軽減する可能性と、2）不安が高いため防犯設備を備えているという可能性の両方が考えられます。したがって、防犯施設が防犯や犯罪不安を軽減するとは簡単には言えないことに注意が必要です。評価の目的や設備の性質、設置場所などを考慮して柔軟に解釈してください。

1. 防犯・監視カメラ：ここでの防犯・監視カメラは、個人（法人）の建物や敷地の防犯のために設置されたものではなく、公共の空間に対しての監視を目的としたものです。公園や役所、公共施設、バス停などの公共的な使用がされる場所に設置されたカメラは該当します。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。



監視カメラの例。ゴミ捨て場のリサイクル資源の抜き取りを監視している

2. 防犯の看板・ステッカー：ここでの防犯の看板・ステッカーは、個人（法人）の建物・敷地内に設置された、セコム (SECOM)、アルソック (ALSOK)、セントラル警備保障 (CSP)、全日警 (ANS)、関電 SOS (KANDEN SOS)、東急セキュリティ (TOKYU SECURITY) などの警備会社名のステッカーのことではありません。公共の掲示板や看板・ポスターの形で表示されている防犯標語などのものです。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。1つの掲示板に複数のポスターなどが貼られている場合には1か所と考え、1つと数えてください。



防犯の看板・ステッカー・ポスターの例

危険箇所

危険箇所は、実際の犯罪の可能性を高めると同時に犯罪不安を高めると考えられています。

1. 人が隠れられそうな太い木：街路樹や道沿いの公共のオープンスペースに植えられている木の中の、幹が太く、そこに人が隠れられそうな木が該当します。幹でなくとも、地上部分の植え込みが茂っており、人が隠れられる場合も数えてください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

人が隠れられそうな太い木は犯罪者の待ち伏せ場所になると考えられます。



人が隠れられそうな太い木の例

2. 車の通れない細い路地：評価対象としている地域の道路につながっている、主に建物と建物の間にある幅や構造から車が通れない路地が該当します。評価対象としている地域の道路が車の通れない細い路地であるかどうかを判断するものではありません。また、路地が公道であるか、私道であるかは問いません。しかし、塀や戸などで侵入が制限されている場合には該当しません。容易に通り返けや入り込みができそうな路地を数えてください。

3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

車の通れない細い路地は、犯罪者の待ち伏せ場所と逃走経路になると考えられています。



車の通れない細い路地の例

3. 線路や道路の高架下：道路の上や横に線路や道路が通っており、高架ができている場合に数えてください。評価対象となっている街区の道路の一部として地下道やトンネルがある場合も該当しますが、歩行者用の歩道橋は除きます。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

高架下は暗がりになることが多く、犯罪者の待ち伏せ場所になることがあります。同時に、暗がりに対する不安を引き起こします。



高架下の例

4. 藪、林や暗がり：道路沿いに藪や林がある場合が主に該当しますが、それ以外にも、建物の下、植え込みの下など人が入り込めるが見通しの悪い空間がある場合には数えてください。3つ以上・1つか2つ・ないの3つの回答の中から該当するものを選択してください。

高架下と同様に藪、林や暗がりは、犯罪者の待ち伏せ場所になることがあります。同時に、暗がりに対する不安を引き起こします。

第2部

第2部では評価対象範囲に含まれているひとつひとつの住居の特徴を評価します。1つ地域に対して、1枚の評価票を使用します（評価対象の範囲に住宅が45件以上の住宅がある場合には、1枚以上）。

第1部と同時に評価を行うことは難しいために、第1部の評価の終了後に第2部の評価を始めてください。あるいは第1部と第2部で別の評価者が評価を行うことも可能です。

ここでの評価は住宅が対象です。商店・商業施設や工場などの他の用途の建物は評価する必要はありません。しかし、一戸建てだけが対象ではありませんので、アパートやマンションなどの集合住宅も対象とします。アパート・マンションは1つのビルが対象で、部屋ごとではありません。また、1つの建物が住居と他の用途の双方を持っている場合には、地上階（1階）がどうなっているかで判断し、1階が商店や会社・施設などになっている場合には評価対象から除いてください。

各項目に対しては、各住居が該当する場合にチェックをします。該当しない場合には空欄のままにしておきます。また、「ある」場合にチェックをする場合と、「ない」場合にチェックをする場合がありますが、これはチェックすることが少ないように、例外的である場合にチェックをするようにとの配慮です。しかし、最初は間違える可能性もあるので、注意してください。以下に第2部の各項目の具体的な説明をします。

また、判断が難しい場合には無理に該当するにはせず、該当しないにしておいてください。明確な特徴だけが主に影響を与えますし、また、部分の判断は街路の総合的な判断には大きな影響を与えませんので、その辺はあまり厳密にしないで結構です。

戸建：基本的に一戸建ての場合にチェックをします。二世帯住宅などの複合住宅も該当します。当てはまる場合にチェックをします。

集合住宅：上の戸建てに該当しない住宅がすべて該当します。アパートやマンションが主ですが、タウンハウス（長屋）も該当します。当てはまる場合にチェックをします。

3階以上：平屋と2階建て以外の住宅が該当します。地下室・半地下などがある場合は、地上階の回数で判断してください。当てはまる場合にチェックをします。

道路に面した駐車場あり：道路との塀や柵があるかどうかにかかわらず、道路に面した駐車場がある場合に該当します。ただし、ここでの評価は住宅地の一部、あるいは連続する敷地内にある駐車場に関するものであり、専用の駐車場のみの場合には評価対象とはしません（該当しません）。また、アパートやマンションの駐車スペースも道路に接している場合には該当しますが、通路等で連絡された空間的に離れている場合には対象とはしません。当てはまる場合にチェックをします。

玄関が直接道路に面している：住宅、あるいは就業住宅の部屋の玄関が道路側にあり、直接道路から見える（玄関から道路が直接見える）場合に該当します。道路からの距離は厳密には決まっていますが、自然監視性とテリトリアリティにかかわる項目ですので道路から見えてもあまりにも距離が開いている場合には除いてください。目安としては2、3メートル以内だと考えてください。当てはまる場合にチェックをします。



玄関が直接道路に面している例

道路に面した窓なし：道路を見ることができる窓があるかどうかを判断する項目です。その窓をあけたときに外が十分に見えるかどうかで判断してください。窓は2階以上にあってもかまいません。窓があっても、明り取りの曇りガラスの小さな窓、あるいは塀・格子、家具などで外が見えない窓は「窓がない」と判断してください。ほとんどの住宅にはこうした窓はありますので、当てはまらない場合にチェックしてください。

面格子・雨戸（シャッター）あり：窓の侵入に対する防犯性を高めるための対策の有無を判断する項目です。面格子とは、主に金属で作られた、窓の外につけられた狭い格子状のものです。雨戸やシャッターは設置されていれば、閉められているかどうかは問いません。当てはまる場合にチェックをします。



面格子の例

ブロック塀・石垣あり：ブロック塀や石垣は外部からの不用意な侵入を防止する働きはありますが、本質的な防犯性は乏しいにもかかわらず、見通しをさえぎるために自然監視性を阻害するといわれることがあります。したがって、ここでは特に自然監視性を阻害する、人間の背の高さよりも高いブロック塀や石垣を判断します。上部が生垣や見通しのきくフェンスや金網になっている場合には該当しません。当てはまる場合にチェックをします。

生垣あり：生け垣はブロック塀とは対照的に、自然監視のための見通しを確保したまま、住人の防犯意識をあらわす領域性を示すことができると考えられます。当てはまる場合にチェックをします。

庭木・樹木あり：敷地の中になにか木が植わっているかどうかを判断する項目です。庭木や樹木は住人の敷地や地域に対する関心を反映すると考えられます。そして、そうした関心が領域性や防犯性を高めると考えられます。当てはまる場合にチェックをします。

建物・庭が荒れている：住民の住居の管理に対する関心を判断する項目です。そうした関心が領域性や防犯性を高める、同時に犯罪を誘発する地域の荒廃を防ぐと考えられます。「荒れているかどうか」の判断はあまり厳しくせず、本当に荒れ果てているようなものをチェックしてください。すこしばかり、モノが散らかっていたり、雑草が残っているのは普通のことです。当てはまる場合にチェックをします。



建物・庭が荒れている例。この程度が判断の境目です。この程度か、これ以上荒れているときに該当します

防犯会社のステッカーあり：セコム（SECOM）、アルソック（ALSOK）、セントラル警備保障（CSP）、全日警（ANS）、関電 SOS（KANDEN SOS）、東急セキュリティ（TOKYU SECURITY）などの警備会社名のステッカーが、住宅の見えるところに表示されているかどうかを判断する項目です。道路から見えるかどうかを基準にし、見える場合にチェック

してください。防犯会社に依頼をしていることは、住人の防犯意識の高さを示すと同時に、ステッカーの存在は、高い防犯性の印となり、犯罪抑止力にもなると考えられます。一方で、経済力や財産を反映するために、侵入盗のターゲットに逆になりやすいという考えもあるかもしれません。当てはまる場合にチェックをします。



防犯会社のステッカーがある例

防犯カメラ・防犯灯あり：個人の住宅や独立した施設・建物に設置された防犯カメラや防犯灯の存在を判断する項目です。公共の場所や広い範囲を対象とした防犯カメラや防犯灯は該当しません。監視カメラは、名称が防犯カメラなどとなっていて、監視を目的としたものであれば、含まれます。また、ここで言う防犯灯とは、単なる玄関の照明、外灯のことではなく、明らかに防犯を目的としたもので、特にセンサーに連動し、人が来た時に点灯するようなものが対象です。防犯カメラ・防犯灯の存在は、直接的に防犯性を高めるだけではなく、住人の犯罪に対する関心の高さも示すと考えられます。一方で、経済力や財産を反映するために、侵入盗のターゲットに逆になりやすいという考えもあるかもしれません。当てはまる場合にチェックをします。



防犯カメラ・防犯灯ありがある例。防犯カメラと防犯灯のどちらかあるだけでも該当します

番犬の表示あり：犬が飼われているかどうかを判断する項目です。「猛犬注意」などのステッカーや狂犬病の予防注射の実施を示すシールなどが該当しますが、もちろん犬小屋や犬そのものが見える場合もチェックしてください。室内の小型犬・愛玩犬でも、鳴き声は防犯に役に立つと思われますので、犬がいれば、犬種は問わないこととします。また、実際に犬がいるかどうかとも問いませんので、明らかに犬が飼えないような場合やステッカー・犬小屋が古い場合でもチェックしてください。当てはまる場合にチェックをします。

利用法・採点法

この評価尺度は、外国の同様の尺度や既存の理論・仮説に基づき、犯罪被害や犯罪不安に関係する住環境の物理的特徴を測定するためのものです。しかし、この尺度で測定した項目の中には、犯罪や犯罪不安と関係があることは考えられますが、どのような形で関係するかはまだ明らかではないものや、矛盾する効果が想定されているものもあります。

したがって、すべての項目が明確に「良い特徴」「悪い特徴」ということではなく、あくまでも、今後いろいろなことを考え、明らかにしていくためのデータを収集するということが、本尺度の主な目的です。そのため、その利用法や解釈は、使用者に任されているものですが、ここでは例として、犯罪や犯罪不安との関係がかなり明確になっている項目を選び、採点や解釈の方法のいくつかの実例をしめしたいと思います。

記号の説明

第1部の道路の特徴は「道路」、土地利用は「利用」、不法性は「不法」、防犯は「防犯」、危険箇所は「危険」と表現してあります。

1) 子供の安全の診断

ここでの子どもの安全性には、主に連れ去りやいたずら・性犯罪、あるいはしつこい声掛け、からかいなどの犯罪に使がる可能性のあるものに関する安全性と交通安全的なものが含まれています。その2つの場合に対しては矛盾する効果を持つ項目もありますので、多少わかりにくいところがありますが、注意してください。

第1部では以下の項目が該当する場合に、街区における子どもの安全性が低いと評価されます。

- ・ 「道路3 歩道はあるか」が「いいえ」
- ・ 「道路4 歩道の段差」が「段差なし」か「混合」か「(歩道が) ない」
- ・ 「道路5 ガードレールの有無」が「なし」か「混合」か「(歩道が) ない」
- ・ 「道路8 街灯はあるか」が「ない」
- ・ 「道路9 街路樹はあるか」が「ある」
- ・ 「利用3 飲み屋・居酒屋・バー」が「1軒」以上

- ・ 「利用 7 風俗店・ラブホテル・パチンコ屋」が「1 軒」以上
- ・ 「利用 10 空き地・空き家・営業停止商店／施設・農地」が「1 箇所」以上
- ・ 「防犯 1 防犯・監視カメラ」が「ない」
- ・ 「防犯 2 防犯の看板・ステッカー」が「ない」
- ・ 「不作法 1 ゴミ箱以外の場所に捨てられたゴミや空き缶」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 2 スプレーによる落書き」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 3 放置（壊れた）自転車やバイク」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 4 路上駐車している自転車やバイク」が「4 つ以上」か「1 つから 3 つ」
- ・ 「不作法 5 指定された日・時間以外のゴミ出し」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 6 路上駐車している自動車」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 7 電柱の不法ビラ・捨て看板」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 9 行動上にはみ出した植木（鉢植え・プランター）」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「防犯 1 防犯・監視カメラ」が「ない」
- ・ 「防犯 2 防犯の看板・ステッカー」が「ない」
- ・ 「危険 1 人が隠れられそうな太い木」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」
- ・ 「危険 2 車の通れない細い路地」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」
- ・ 「危険 3 線路や道路の高架下」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」
- ・ 「危険 4 藪。林や暗がり」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」

以下の項目は、防犯性と交通事故への効果が矛盾する項目です。防犯性を考えた時には、自然監視が生まれるように、道路交通があることは良い効果を生みますが、もちろん、そのために交通事故の可能性も高まります。したがって、次に示すものは「ガードレールや歩道などが十分整備され、交通事故の可能性が少ないという前提」の上での、犯罪への安全性を高める場合（ここだけ、内容の理解を容易にするために、他とは違い高める場合を書いています）です。

- ・ 「道路 1 車は通行できるか」が「はい」
- ・ 「道路 6 行き止まりか」が「いいえ」

第 2 部では、該当する街区において、その項目が該当した割合を評価に使用します。第 2 部の各評価項目において、該当した数を列（縦）に合計して、その合計を評価対象になった住居総数（通し番号で何番までいったか）で割って、0 から 1 までの割合を算出してください。たとえば、あるブロックに 10 件の住宅（集合住宅の場合には建物数）があったとします。そのうちの 7 つが「戸建」の場合には、「戸建」の割合は 0.7 になります。

街区における子どもの安全性が低い（危険が高い）場合に、以下の項目の割合がどうなるかを示します。

- ・ 「玄関が道路に面している」の割合が低い
- ・ 「道路に面した窓なし」の割合が高い
- ・ 「ブロック塀・石垣あり」の割合が高い
- ・ 「生け垣あり」の割合が低い
- ・ 「建物・庭が荒れている」の割合が高い

2) 侵入盗（泥棒）への防犯性の診断

第 1 部では以下の項目が該当する場合に、侵入盗（泥棒）への街区の防犯性が低いと評価されます。

- ・ 「道路 1 自動車は通行できるか」が「いいえ」
- ・ 「道路 8 街灯はあるか」が「いいえ」
- ・ 「防犯 1 防犯・監視カメラ」が「ない」
- ・ 「危険 2 車の通れない路地」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」

第 2 部では、侵入盗（泥棒）への街区の防犯性が低い場合に、以下の項目の割合がどうなるかを示します。

- ・ 「玄関が道路に面している」の割合が低い
- ・ 「道路に面した窓なし」の割合が高い
- ・ 「面格子・雨戸（シャッター）あり」の割合が低い
- ・ 「ブロック塀・石垣あり」の割合が高い
- ・ 「生け垣あり」の割合が低い
- ・ 「番犬の表示あり」の割合が低い

なお、「防犯会社のステッカーあり」と「防犯カメラ・防犯灯あり」は割合が低いほうが、直接的な防犯性は低いと考えられますが、こうした防犯設備への高い関心は、住民の経済力の高さや住宅地としての社会的ステータスの高さを示し、むしろ侵入盗のターゲットになりやすいという議論もあるために、ここでは含めませんでした。しかし、一般的に言えば、割合が低いほうが、防犯性が低いと考えても問題ないと思います。

3) 性犯罪者・変質者などへの防犯性の診断

性犯罪者・変質者とは、性的な関心からおもに女性や子どもを対象にする犯罪者を意味しています。刑法や条例に触れるような悪質なものだけではなく、ちょっかいをかける、付きまとうなどの迷惑行為も含みます。

第 1 部では以下の項目が該当する場合に、性犯罪者・変質者への街区の防犯性が低いと評価されます。

- ・ 「道路 8 街灯はあるか」が「ない」
- ・ 「道路 9 街路樹はあるか」が「ある」
- ・ 「利用 3 飲み屋・居酒屋・バー」が「1 軒」以上
- ・ 「利用 7 風俗店・ラブホテル・パチンコ屋」が「1 軒」以上
- ・ 「利用 10 空き地・空き家・営業停止商店／施設・農地」が「1 箇所」以上
- ・ 「防犯 1 防犯・監視カメラ」が「ない」
- ・ 「防犯 2 防犯の看板・ステッカー」が「ない」
- ・ 「危険 1 人が隠れられそうな太い木」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」
- ・ 「危険 2 車の通れない細い路地」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」
- ・ 「危険 3 線路や道路の高架下」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」
- ・ 「危険 4 藪。林や暗がり」が「3 つ以上」か「1 つか 2 つ」

第 2 部では、該当する街区において、その項目が該当した割合を評価に使用します。性犯罪者・変質者への街区の防犯性が低い場合に、以下の項目の割合がどうなるかを示します。

- ・ 「玄関が道路に面している」の割合が低い
- ・ 「道路に面した窓なし」の割合が高い
- ・ 「ブロック塀・石垣あり」の割合が高い
- ・ 「生け垣あり」の割合が低い
- ・ 「建物・庭が荒れている」の割合が高い

4) 軽犯罪防止・街の秩序の維持の診断

軽犯罪とはゴミや吸い殻のポイ捨て、スプレーなどを使った悪質な落書き、自転車泥棒などのことです。多少、悪質さは高いですが、車上荒らし（駐車中の車の中のを盗むこと）も含みます。街の秩序とは、こうした軽犯罪がないことも含まれますが、くわえて、こうした軽犯罪を犯しそうな人たちがうろつかないこと、街の美観を保つことが含まれます。「割れ窓理論」などの犯罪理論によれば、こうした街の秩序が欠如する、つまり秩序紊乱が起こると、その地域は防犯性を失い、さらに重大な犯罪が起こるようになるとされています。

第 1 部では以下の項目が該当する場合に、街区が軽犯罪防止・街の秩序の力が小さいと評価されます。

- ・ 「利用 3 飲み屋・居酒屋・バー」が「1 軒」以上
- ・ 「利用 7 風俗店・ラブホテル・パチンコ屋」が「1 軒」以上

- ・ 「利用 10 空き家・空き地・営業停止商店／施設・農地」が「1箇所」以上
- ・ 「不作法 1 ゴミ箱以外の場所に捨てられたゴミや空き缶」が「3 つ以上」「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 2 スプレーによる落書き」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 3 放置（壊れた）自転車やバイク」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 4 路上駐車している自転車やバイク」が「4 つ以上」か「1 つから 3 つ」
- ・ 「不作法 5 指定された日・時間以外のゴミ出し」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 6 路上駐車している自動車」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 7 電柱の不法ビラ・捨て看板」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不作法 9 行動上にはみ出した植木（鉢植え・プランター）」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「防犯 1 防犯・監視カメラ」が「ない」
- ・ 「防犯 2 防犯の看板・ステッカー」が「ない」

第 2 部では、該当する街区において、その項目が該当した割合を評価に使用します。街区の軽犯罪防止・街の秩序の力が小さい場合に、以下の項目の割合がどうなるかを示します。

- ・ 「玄関が道路に面している」の割合が低い
- ・ 「道路に面した窓なし」の割合が高い
- ・ 「ブロック塀・石垣あり」の割合が高い
- ・ 「生け垣あり」の割合が低い
- ・ 「建物・庭が荒れている」の割合が高い
- ・ 「防犯会社のステッカーあり」の割合が低い
- ・ 「防犯カメラ・防犯灯あり」の割合が低い
- ・ 「番犬の表示あり」の割合が低い

5) ひったくりへの防犯性の診断

ひったくりとは、自転車やバイクに乗った犯人が、すれ違いざまに歩行者の持ち物を奪い取る窃盗を意味します。

第 1 部では以下の項目が該当する場合に、ひったくりへの街区の防犯性が低いと評価されます。

- ・ 「道路 3 歩道はあるか」が「ない」
- ・ 「道路 4 歩道の段差」が「段差なし」か「混合」か「(歩道が) ない」
- ・ 「道路 5 ガードレールの有無」が「なし」か「混合」か「(歩道が) ない」
- ・ 「道路 6 行き止まりか」が「いいえ」

ひったくり犯は被害者に速やかに近づき、カバンなどをひったくった後で逃走するために、比較的広めで曲がり角の少ない、段差やガードレールのない道路で犯行を行う傾向があります。また、この評価尺度ではあまりうまく評価できませんが、最終的な逃走のために速度をだし、紛れ込むことができるある程度の交通量のある幹線道路に接続している道路を選択する傾向があります。

ひったくりに関しては第 2 部には該当する項目はありません。

6) 犯罪不安の抑止の診断

犯罪不安とは、自分や家族・友人が犯罪に遭うことや犯罪被害を受けることに対して感じる不安のことです。ここでは、体感治安の悪化を感じるような漠然とした不安とある特定の場所に対して恐怖感を感じるような具体的な不安を合わせて測定することとします。こうした、漠然とした体感治安的な不安と具体的な場所への恐怖を分けることは難しいことが多いのですが、場所への恐怖の場合が主と考えられる場合には、項目の後ろに（場所）とつけておきます。

第 1 部では以下の項目が該当する場合に、街区の犯罪不安が高いと評価されます。

- ・ 「道路 8 街灯はあるか」が「ない」（場所）
- ・ 「利用 10 空き家・空き地・営業停止商店／施設・農地」が「1 箇所」以上
- ・ 「不法 1 ゴミ箱以外の場所に捨てられたゴミや空き缶」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不法 2 スプレーによる落書き」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不法 3 放置（壊れた）自転車やバイク」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不法 4 路上駐車している自転車やバイク」が「4 つ以上」か「1 つから 3 つ」
- ・ 「不法 5 指定された日・時間以外のゴミ出し」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不法 6 路上駐車している自動車」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不法 7 電柱の不法ビラ・捨て看板」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「不法 9 行動上にはみ出した植木（鉢植え・プランター）」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」
- ・ 「危険 1 人が隠れられそうな太い木」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」（場所）
- ・ 「危険 2 車の通れない細い路地」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」（場所）
- ・ 「危険 3 線路や道路の高架下」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」（場所）
- ・ 「危険 4 藪、林や暗がり」が「3 つ以上」か「1 つから 2 つ」（場所）

なお、「利用 3 飲み屋・居酒屋・バー」と「利用 7 風俗店・ラブホテル・パチンコ屋」に関しては、一般的に利用者以外の不安は増加させると考えられますが、利用者にはそうで

はないと考えられるため、評価者の立場や判断で使用してください。たとえば、子どもや若い女性の犯罪不安が対象の場合には、「利用 3 飲み屋・居酒屋・バー」と「利用 7 風俗店・ラブホテル・パチンコ屋」は「1 件以上」ある場合に、犯罪不安が高まると評価されるでしょう。

また「防犯 1 防犯・監視カメラ」と「防犯 2 防犯の看板・ステッカー」は、防犯性を高め犯罪不安を軽減する効果と、犯罪に対する注意をうながし犯罪不安を高める効果の両方が考えられるため、ここでは含めないこととしました。

第 2 部では、該当する街区において、その項目が該当した割合を評価に使用します。街区の犯罪不安が高い場合に、以下の項目の割合がどうかを示します。

- ・ 「玄関が道路に面している」の割合が低い
- ・ 「道路に面した窓なし」の割合が高い
- ・ 「ブロック塀・石垣あり」の割合が高い
- ・ 「生け垣あり」の割合が低い
- ・ 「庭木・樹木なし」の割合が高い
- ・ 「建物・庭が荒れている」の割合が高い
- ・ 「防犯会社のステッカーあり」の割合が低い
- ・ 「防犯カメラ・防犯灯あり」の割合が低い
- ・ 「番犬の表示あり」の割合が低い

評価の解釈に関して

この評価尺度で評価している環境の要素は、犯罪学、社会学、心理学あるいは建築や都市計画の領域における多くの実証的研究において犯罪や犯罪不安との関係性が示されてきたものです。しかし、そうした研究の多くは、実は外国、特にアメリカで行われたものでもあります。ご存知のように、アメリカとわが国では、社会的な状況が大いに違っています。特に凶悪犯罪発生率は日本のほうがずいぶんと低く、また、この評価尺度で測定するような、住宅地の荒廃の程度においても、日本では、一部のアメリカの都市にみられるような、いわゆるスラム化、ゲットー化し、もう一般人が住むに堪えないような地域は（「幸いなことにまだ」なのかもしれませんが）ほとんど見られません。

この評価尺度を用いた評定結果と、実際の犯罪や犯罪不安の関係に関しては、いま徐々に検討を進めているところです。いまのところ明らかになっている結果によれば、犯罪不安に関しては、特に第 1 部で測定した「不法性」と「危険個所」とのかなり明確な関係性が示されています。しかしながら、実際の犯罪被害との関係は、日本の犯罪発生率が低く、さらに、信頼できる統計の利用が難しいこと、そして、何よりも住環境の側において、変化が少ない、つまり非常に荒廃した場所がないことから、明確な結果はまだ明らかではありません。

日本の犯罪発生率、特に凶悪な犯罪の発生率は諸外国と比べてかなり低いと言われます。しかし、相対的に犯罪発生率が低ければ、安心を感じられるかと言えばそうではありません。実際、近年日本においては、犯罪発生率の変化とは関係なく、犯罪に対する不安の増加は止まりません。犯罪に遭う確率はどうか、犯罪に遭ってしまった場合には取り返しのつかない被害を受けることがあります。とくに子供が犯罪に遭うことを考えると、不安が止まらなくなる親は多いでしょう。犯罪に対する関心がここまで高まった現代社会においては、できる限りの犯罪対策を行っていくことは、現代の人々の選択した「どう暮らしていくかという価値観」、ライフスタイルなのです。したがって、この評価尺度で測定するような要素に関して関心を持っていくことは、犯罪に対しての不安を改善するために有効なことであり、また、そうして安心な地域コミュニティをつくりあげることが、地域の結束や誇りを高め、そのことは結果として犯罪を含む多くの困難や問題を解決するための地域の力となるはずです。

ここでひとつ、この評価尺度を使用させていただく場合に、ぜひ注意していただきたいことがあります。この評価尺度は、街区全体の防犯性や犯罪不安に関しての総合的な評価を目的としています。各建物、個人の家などの防犯性についての評価ではありません。したがって、個々の建物に関して防犯性を高めたり低めたりする要素があることを何かの判断材料にすることは絶対に避けてください。それは、この評価尺度で測っていることは街区という地域に関する犯罪や犯罪不安に関係する特徴の評定であり、その特徴が街区に与える影響と個々の建物に与える影響は同じではないからです。たとえば、道路に面する大きな窓は、道路への自然監視を高めますが、その家に対しての泥棒の侵入経路になるかもしれない。したがって、防犯性という観点だけでも、大きな窓を設けるかどうかは、個人の判断によるところです。どちらが正しい、のぞましいということではありません。また、実際には多くの人は防犯性を考慮して窓を設けたりもうけなかったりするわけではありません。自然監視というような防犯の理論はそれほど普及したものではありませんし、また、建物の設計に住人が関与できる程度はそれほど多くない場合も多いからです。そしてなにより、人は基本的に自分の価値観やライフスタイルに合わせて家を建てたり、選んでいるのであり、地域の防犯性のためにそうしているわけではないというのは、当たり前のことです。

したがって、この評価尺度ののぞましい使用法は、住民自身が自分たちの住んでいる街区の評価を行い、そのうえで現状を理解すること。同時に、そうした活動を通じて、防犯や犯罪不安の軽減への関心を高める、総合的に自分たちの住環境の改善を行うこと。そして、そうした活動を通じて、地域コミュニティが創造・強化されていくことです。特に、最後の点が重要だと考えられます。

環境が人間の心理や行動に直接影響を与えたり、ましてや決定をするということはあまりありません。多くの場合には、環境の効果は、それをどう理解し、感じるかという人間の心の働きを通じて働きます。犯罪に関係のある住環境の特徴についても、それは同じで

す。この評価尺度で評価した多くの特徴は、それを受け止め、感じる住民の心の働きを通じて、犯罪や犯罪不安に影響を与えるのです。したがって、一番大切なことは、地域の環境に問題があった場合にはそれを意識し、何かの対策や改善を「コミュニティ」で行うことです。そして、そうしたコミュニティによる対策や改善は直接的な効果を持つだけではなく、コミュニティで活動を行うことを通じて、コミュニティそのものの強化に繋がるのです。そして、防犯への意識、地域への誇り、そしてコミュニティの結束を高めることにまさる防犯対策はないのです。

あとがき

このマニュアルは、平成 19 年度から平成 23 年度に実施されました（独立行政法人）科学技術振興機構・社会技術開発センター研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」に採択された研究開発プロジェクトのひとつである「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立（研究代表者 科学警察研究所犯罪行動科学部 原田豊部長）」の研究成果の一部として、プロジェクトの中で開発・標準化を行った「犯罪に関する住環境評価尺度」を適切に実施していただくために作成されたものです。尺度の標準化に関しては「羽生和紀・荊澤和月・陶真裕（2010, 3.27） 防犯性を中心とした住環境評価の標準化の試み. 日本環境心理学会第 3 回大会（相模女子大学開催）」として学会発表をしています。この研究開発プロジェクトに関しては <http://www.ristex.jp/examin/criminal/detail.html> に詳しい説明や報告書があります。

このマニュアルを執筆した羽生和紀（日本大学文理学部）は、この研究開発プロジェクトの中の行動科学グループの一員として研究に参加しました。行動科学グループの他のメンバーは、グループ長である駿河台大学・小俣謙二をはじめとする、明治学院大学・浅川達人、相模女子大学・芝田征司、追手門大学・原田章の諸先生であり、この評価尺度は行動科学グループ全体の共同研究による成果物です。また、評価尺度の準備にあたっては、同じプロジェクトの中の犯罪学グループのメンバーであった、科学警察研究所の島田貴仁さんと雨宮護さん（現東京大学）から専門的なご指摘をいただきました。本尺度の開発にあたってデータの収集や分析には、著者が指導をしている日本大学大学院文学研究科心理学専攻博士後期課程の大学院生であった荊澤和月さんと陶真裕さんが協力してくれています。そのほかにも、会議や打ち合わせの機会あるいはプロジェクト用に作成された HP のサイトを通じて頂いた、プロジェクトリーダーの原田豊さんをはじめとする、プロジェクトに参加した他の多くのメンバーからの貴重な指摘や意見が反映されています。上に挙げた多くの研究者の皆様と共同で研究をできたことは、貴重な経験になりました。また研究の遂行・管理にあたっては、科学技術振興機構・社会技術開発センターにおいて本プロジェクトを担当していただいた、渡部麻衣子さん、安藤二香さんから、常に具体的でわかりやすいサポートをいただきましたことをここに記して感謝いたします。

最後にこの研究を通じて感じたことを述べさせていただきます。かつての日本では、主

に農業で暮らしていく村社会（村落集合体）に典型的に示されるように、個人が生活していくためには、用水や入会地などの施設や資源を共同で管理、利用することが必要でした。つまり、生活というものはある程度まで共同生活でした。土木建築や田植え・稲刈りなど多くの人手が必要なときには同じ村の人々は共に働き、また他の村に共有施設や資源を奪われないように結束することが必要でした。漁業や林業で生計を立てている場合でも事情はほぼ同じでしょう。また程度の違いはあれ、町で暮らしている人にとっても、暮らしていくためには、共同作業や共同施設が必要なことには変わりはありませんでした。こうした社会では、人々は他の人に不利益をもたらさないように、協調的な行動をとるように自分を律します。不利益をもたらした場合には、罰せられることもあります。こうした社会では、個人の行動の自由に制約がありますが、一方で、共同生活に対して自分を律することができれば親密な人間関係も生まれます。

社会心理学者の山岸俊男氏は、このような社会は人に「安心」を提供してくれると言っています（詳しくは山岸俊男著「安心社会から信頼社会へ ―日本型システムの行方―」中公新書をご覧ください）。つまり、他者に不利益をもたらす行為が抑制されるために、社会全体が安全になるのです。もっと具体的に言えば、他者に迷惑をかける行為が許されず、また、泥棒など犯罪行為を働いた場合でも、人間関係が濃密なため犯人はすぐに判明し、厳しい罰が与えられるので、犯罪が抑止されるということです。

しかし、こうした村落集合体的な社会は減少しつつあります。これは個人の自由が制限されることを嫌い、多くの人々が特に村を離れたからだと説明されることもあります。もちろんそのように自分の意思で新しい生活や可能性をもとめ離村した人もいます。しかし、もっと大きな理由は社会・経済制度の変革です。個人では所有できない施設や資源が村などの私的共同体によってではなく、公的あるいは商業的に管理・提供されるようになり、また世帯が必要とする現金収入が増加し、それを農業や漁業などで得ることができなくなった世帯が私的共同体の外にも労働収入を求めるようになったことが、村落共同体の結束の必然性を失わせているのです。町においても、近隣・近所内での私的な互助が、公的・商業的なサービス（治安、福祉、土木整備、上下水道・電気・ガスなどのこと）にとって代わったこと、そして、経済的な活動（働き場所です）が個人的関係・知り合いを主とするものから、一般に広く開かれたことから、近隣・近所の結束の必然性は低くなっています。もはや、共同体に所属することが個人生活を送るにおいて必要な条件ではなくなってしまったのです。意思、あるいは責任を放棄するわがままで共同体は失われたというよりも、社会が変わってしまったのです。失われつつある、あるいは失ってしまった昔ながら村・町社会のいい面を思い、ノスタルジックになつかしみ、その再生を目指すという考えがありますが、すくなくとも社会・経済的な理由や利益が失われてしまった今、個人の行動に制約があるというデメリットを甘受してまで、昔のそうした生活を送ろうという人がどのくらいいるのかはわかりません。

しかし現代社会においても、共同体の価値が失われたわけではありません。大切なこと

は、必然性や価値を失いつつあるかつての村落共同体などを再生することではなく、新しい形の必然性と価値を持つ共同体・コミュニティ（ここからは共同体と同じような意味として、コミュニティという言葉も使います）をいかに創造することなのかということなのです。

かつてのように、その場所に暮らすためには絶対に参加することが必要なコミュニティが再生することはないと思いますし、まして、コミュニティへ強制的に参加を求めるといようなことは、価値観やライフスタイルが多様化した現代においては避けるべきものです。それでは、どうすれば、新しい形のコミュニティを創造することができるのでしょうか。残念ながら、ここに魔法の杖はないようです。コミュニティの創造というのは、ここ数十年の社会系諸科学の重要課題の筆頭にもかかわらず、いまだ絶対的な答えは出ていません。しかし、多くの提言がなされるなからいろいろな成功事例も報告されており、いくつかの重要なヒントは見えてきています。

コミュニティを創造するには、まず知り合うことです。基本的には直接交流を持つことです。あたり前のことですが、人は会うことで親しみを感じ、そして信頼関係を築くことができます。ザイアンスという心理学者が提唱した単純接触効果というものがあります。これは、人は回数多くあった人により好意を抱くという理論です。相手がどんな人であるかというだけではなく、人は数多く出会うだけで、その相手を肯定的にとらえるようになるのです。そのため人が交流をするための必然性が必要です。たとえば、お祭りやイベントを行うというのはその答えのひとつでしょう。新興住宅地などの伝統的なお祭りを持たない地域でも、楽しみのためだけではなく、コミュニティ創造のためにもお祭りを行うのは素晴らしいことです。また、地域で自警団や防犯パトロールを行っているところが多くあります。こうした地域ぐるみの活動は、防犯や防火に役立つということだけではなく、それ以上にコミュニティの結束、創造に役立てることができます。コミュニティの創造のためにこうした活動を成功させるには、まず参加者一人一人が、重要な役割と責任を持つことができるようにすることが必要です。特定のリーダーがほとんどの重要な役割を負うのではなく、参加者がそれぞれの能力に応じて、相応の役割を分担することが必要です。人は自分が重要な役割を果たしており、周囲もそれを理解してくれる時に、責任とやりがいを感じ、大いに働くことができます。

こうした意味で、子どもの存在は重要です。子どもを守ろうということは、世代や立場を超え、非常に多くの人々が共感し、共有できる価値観です。父母会やPTA関係者だけではなく、高齢者を含めた地域の多くの大人が、子どもを守るための防犯パトロールなどの活動に参加することに抵抗は少ないでしょう。そして、仕事やライフスタイルの関係で、自らは参加することが難しい子どもをもつ親の代わりに、こうした活動を行い、そのなかで重要な役割と責任を果たしていることが、自他ともに十分に認められれば、大きな満足を得ることができるはずです。

こうしたコミュニティを生み育てるための組織では、家族・親族関係のような無遠慮な

ものでもなく、またビジネスや社会的交渉などの公的な関係のような^{かしこ}まった振る舞いでない、親しさの中に他者の価値と人格を認める、相互に敬意を持った関係が必要です。おそらくは村社会よりもすこし畏まった、しかし、十分に親しみと心の交流、そして相互の信頼を感じられる人間同士の関係が望まれると思います。個というものを確立したうえで、自らの意思で他者と交流するということです。

地域のコミュニティを創造するためのべつ方法としては、環境を工夫するということもあります。大きな規模の話で言えば、たとえば、近所に個人商店・商店街を創る、あるものの活性化をするということです。都市郊外や地方都市に多く見られる常に大型商店に車で買い物に行くような、移動をすべて車に頼る社会では、住民同士が会う機会は限られてしまいます。日常の中での出会いを増やすためには、徒歩で移動し、またある程度の時間一緒に過ごすことができる場所や場面が必要です。そうした点から、個人商店・商店街の中でも、住民が共有の時間をもてる、定食屋、居酒屋、カフェや喫茶店の存在は重要です。都市のなかで、こうして人々が私的な交流を持てる居場所を、社会学者のレイ・オルデンバーグはサードプレイスと名付けていますが、サードプレイスは都市だけではなく、人々が暮らす全ての場所に必要なのです。また、個人商店や商店街が人々の出会いの機会を増やすためには、車の通行の規制と歩道の整備が必要です。これまでは、車道を整備することが優先されてきましたが、これからは歩道や歩行者専用の道路をいかに整備し、また、人々が安全に楽しく歩ける路・道を創っていくかが重要な課題になるでしょう。道が目的地にいくために移動しなければいけないものではなく、そこを歩くこと自体が目的であり、喜びになるようなものになれば、多くの人々が利用し、出会うことができます。そのためには、安全の確保は最優先ですが、それ以外にも道路沿いに商店があったり、街路樹があったりすることが望まれます。街路樹は、確かに、見通しを悪くし、犯罪者の待ち伏せ場所になることから、すべてが望ましいものではありません。しかし、低い植込みのようなものではなく、太すぎない幹をもち、頭上に葉が茂るような、適度な高さの木であればそうした心配は最小にすることができます。そして木や植物は特に都市や街に好ましい景観を創り、人々の心を和ませてくれる存在です。できれば、海外の都市、たとえば、ロンドンにあるような街・地域全体を回遊できるような連続した緑地公園があれば素晴らしいことです。また、日本の都市では、たとえばホットドックなどの軽食や飲み物・アイスクリームを売るような路上の売店がほとんど見当たりません。法律的な問題はあるのですが、こうした存在は海外では、都市の魅力を大いに高め、歩行者にとって街を歩く喜びを与えてくれます。特に商店の少ない街や場所では、こうした売店あるいは屋台の可能性も検討できるでしょう。

もう少し、小さな規模の環境の話をするれば、家の前の路地というのも重要な存在でしょう。多くの家の玄関が面している、交通量の少ない比較的狭い道というのは、子どもの遊び場や近所の人々の会話（井戸はありませんが「井戸端会議」です）の機会を提供することができます。こうした場所は、多くの人々の目も届きやすく（このマニュアルで言えば「自

然監視」です)、また、家の前の空間ですから責任感(「領域性の確保」です)も持ちやすいことから、安全も保たれやすくなります。住宅地では各住居をブロック塀やフェンスで囲うことが一般的ですが、いまいろいろなところで各家の玄関を直接道路に面して設けた、意図的な「路地」を生み出すということが試みられています。これは集合住宅でも応用可能で、地上階部分の部屋の出入り口を建物内部にではなく、それぞれ道路に面して設けることで同様の効果が期待できます。こうすることにより、景観や防犯上の理由から人気のない集合住宅の地上階の価値を高めることもできます。出入り口のわきに、専用の庭スペースを設けることも可能で、そうすれば人気と価値はますます高まるでしょう。

この際には、抜け道の問題に関して関心を払うことも必要です。それぞれの道路というものには本来体系的な役割の違いがあるはずなのですが、日本では道路の役割分担に関する考えが希薄です。したがって、混雑した幹線道路の通行を嫌い、住宅地の生活道路に大型の車両を含む多くの車が抜け道として入ってくることがよくあります。そのため、生活道路が路地の役割を果たせなくなっている場合があります。本来、生活道路というものは幹線道路に移動するためのものであり、その地域の住民のためにだけ使用されるべきものです。しかし、日本では、道路網の計画そのものに、そうした役割分担が明確になされていないために、多くの抜け道問題が起こっているのです。もちろん消防車などの緊急車両の通行を可能にするための措置は必要なのですが、もうすこし U ターン可能な行き止まり(クルドサックといいます)を設けたり、信号を回避できることに役立たない経路にするなどの考慮をして、構造的に抜け道の役割を果たさない道路設計が望まれます。通行する車は、自然監視の役割を果たしていることがあり、^{ひとけ}人気のない場所での車道から完全に隔離された歩行者専用道路では犯罪に遭う危険性が高まる場合もあるのですが、路地になった生活道路では、代わって住民や歩行者が自然監視の役割果たすことになるので、その懸念は小さくなります。

このほかにも、地域のコミュニティを創造・強化するための住民の出会いを増やすための環境的な工夫としては、ベンチ・椅子やテーブル(日よけのパラソルがあるとさらにいいですね)、売店・屋台などを備えた、子どもだけではなく大人も楽しく過ごせる公園・広場の設置などもあります。

グローバル経済の台頭などでポスト工業化社会を迎えた現在の日本では、熟練マニュアル労働の多くが低賃金の海外に移転し、さらにそれに伴うルーチンワークをこなすホワイトカラー労働が消滅が進みつつあり、正規雇用による終身雇用という人生の形が失われつつあります。また、近年の実体経済の状況を反映しない肥大化した金融経済の活動が、時に制御不能の事態を引き起こすことで、中小企業のみならず、時に有数の大企業までもが倒産する事態を引き起こしています。一方、企業が短期的な利益・収益改善を求め、社会的な役割を軽視し、過剰な人員削減を伴うリストラなどの経営方針をとることも珍しいことではなくなっています。特に、急速にその存在感を高めつつある超巨大多国籍企業では、特定の国家と運命を共にするということがないため、ある特定の国や社会への責任や貢献

という意識は薄くなります。

こうした経済・雇用状況の変化は安定した生活を送っていた中流階級を大量に喪失させ、低賃金で不安定な生活を送らざるを得ない非正規雇用者、派遣労働者を大量に生み出しています。特に社会全体の高学歴化が進む中、学歴を持たないものが例外的存在となる傾向が生まれ、雇用において大きな不利益をこうむります。こうした社会状況では、多数が少数を支援する福祉国家の維持の成立が危ぶまれ、年金や医療・社会保障を十分に行うことは、財政的に不可能になりつつあります。「第三の道」に代表される雇用創出政策も、派遣労働や短期の非正規雇用をつくりだすことはできるかもしれませんが、多くの長期にわたる正規雇用をすぐに生みだすことは難しいでしょう。20 世紀後半を日本の近代とすると、近代日本において成立していた、他者とは独立した個人、あるいは核家族が国家や大組織に生活を保障されるという形は、今変革期を迎えているのかもしれません。

こうした現状を考えても、新しい形のコミュニティが必要とされています。生活者の一人一人が近隣コミュニティから地域や市町村レベルの広域のコミュニティ、あるいは、NPO・NGO、市民団体やインターネット上のコミュニティなどの地域や距離に限定されないコミュニティなど様々な形のコミュニティに参加し、そこで自分の能力に応じた責任と役割を果たしていくことが必要になってくるのかもしれません。こうした個人同士の関係性・ネットワークは、社会学の用語では社会関係資本（ソーシャルキャピタル）と言われます。社会関係資本は、社会の中で個人が暮らしていくために役に立つ、さまざまな機会や援助を与えてくれるものです。社会関係資本がもたらしてくれることの中には、地域における安心・安全な生活もありますが、仕事の機会を紹介してくれる、有益な情報を提供してくれる、さらには物心両面の支えとなり心身の健康を維持するのに役に立つという報告もあります。

さらに、コミュニティの一部が高度な専門性や特化した役割を持つことで、そうしたコミュニティを通じて、個人が社会や経済活動における意思決定にかかわることができるようになることが絶対に必要になると思われます。近代の日本人は個人の生活の自由を獲得しました。これからは生活の安定と保障、そして個人の尊厳や権利を保つために、自分の自由な意思に基づき新しい形のコミュニティを創造し、さらにコミュニティへの参加を通じて自己の能力を発揮したり、他者と関わる喜びを持つことがひとつの可能性としてあるように思います。

この評価尺度とマニュアルが近隣住環境における犯罪防止に関心を持つ方々と新しいコミュニティの創造のお役に少しでも立つことがあれば幸いです。

2011 年 7 月 20 日

著者 羽生 和紀

測定日（ 年 月 日 曜日 時 分～ 時 分）

住所（ 丁目 番 ）

始点 緯度経度 （N E ）

終点 緯度経度 （N E ）

評定者（ ）

1 自動車は通行できるか	はい	いいえ		
2 車線数	()本			
3 歩道はあるか	両側	片側	一部	ない
4 歩道の段差	段差あり	段差なし	混合	ない
5 ガードレールの有無	あり	なし	混合	ない
6 行き止まりか	はい	いいえ		
7 一方通行か	はい	いいえ		
8 街灯はあるか	ある	ない		
9 街路樹はあるか	ある	ない		

1 コンビニエンスストア	()	軒
2 飲食店(完全な飲み屋を除く)・商店(コンビニを除く)・商業施設	()	軒
3 飲み屋・居酒屋・バー	()	軒
4 工場・工業施設(倉庫・集積場を含む)	()	軒
5 学校(保育・幼稚・小・中・高・大・専門)	()	軒
6 その他のサービス施設(オフィス・公共施設・医療福祉施設・教育施設・宗教施設など)	()	軒
7 風俗店・ラブホテル・パチンコ店	()	軒
8 貸し駐車場(月極・コインパーキングなど)	()	箇所
9 公園	()	箇所
10 空き地・空き家・営業停止商店/施設・農地	()	箇所

無作法性

1 ゴミ箱以外の場所に捨てられたゴミや空き缶	3つ以上	1つから2つ	ない
2 スプレーによる落書き	3つ以上	1つから2つ	ない
3 放置(壊れた)自転車やバイク	3つ以上	1つから2つ	ない
4 路上駐車している自転車やバイク	3つ以上	1つから2つ	ない
5 指定された日・時間以外のゴミ出し	3つ以上	1つから2つ	ない
6 路上駐車している自動車	3つ以上	1つから2つ	ない
7 電柱の不法ビラ、捨て看板	3つ以上	1つから2つ	ない
8 自販機	3つ以上	1つから2つ	ない
9 公道上にはみ出した植木(鉢植え・プランター)	3つ以上	1つから2つ	ない

防犯

1 防犯・監視カメラ	3つ以上	1つから2つ	ない
2 防犯の看板・ステッカー	3つ以上	1つから2つ	ない

危険箇所

1 人が隠れられそうな太い木	3つ以上	1つから2つ	ない
2 車の通れない細い路地	3つ以上	1つから2つ	ない
3 線路や道路の高架下	3つ以上	1つから2つ	ない
4 藪、林や暗がり	3つ以上	1つから2つ	ない

住環境評価尺度 第2部

No

[illegible]